⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 21 June 2013 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 21 June 2013. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 21 June 2013)

⑸　Time-limit for the submission of tenders : by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 7 October 2013. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 7 October 2013.

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Yoshinori Odawara, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―10―14 Kitaueno, Taitou-ku, Tokyo, 110―0014 TEL : 03―5828―8595

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。

平成 25 年５月 24 日

国立大学法人名古屋工業大学

契約担当役　香川　　徹

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23

１　掲載日

平成25年５月９日（号外政府調達第84号）

２　訂正内容　10ページ１段目２　競争参加資格中、「次に揚げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に揚げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。」を、並びに⑶中、「単体又は共同企業体での参加の場合の代表者は」をそれぞれ削除して訂正します。

入札公告（建設工事）の訂正

平成 25 年５月 24 日

契約責任者　中日本高速道路株式会社

名古屋支社長　猪熊　康夫

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

１　掲載日　平成25年２月１日（号外政府調達第20号）

２　訂正内容　131ページ４段目２　⑵①中、「かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。）。」を、「かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の舗装工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（舗装工事）であること。）。」に、２　⑵②中、「かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。」を、「かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の舗装工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（舗装工事）であること。）。」に、２　⑶中、「又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。」を、「又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。」に、133ページ１段目４　⑵１中、「①　交付期間　平成25年２月１日（金）から平成25年３月４（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。」を、「①　交付期間　平成25年２月１日（金）から平成25年６月24日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。」に、133ページ２段目４　⑶中、「①　期間　平成25年２月１日（金）から平成25年３月４日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。」を、「①　期間　平成25年２月１日（金）から平成25年６月24日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。」に、133ページ２段目４　⑷中、「①　電子入札による入札の締め切りは、平成25年５月14日（火）午後４時　②　郵便による入札書の受領期限は、平成25年５月14日（火）午後４時までに上記４⑴に郵送すること（書留郵便に限る）。　③　開札日時　平成25年５月15日（水）午後１時30分」を、「①　電子入札による入札の締め切りは、平成25年９月２日（月）午後４時　②　郵便による入札書の受領期限は、平成25年９月２日（月）午後４時までに上記４⑴に郵送すること（書留郵便に限る）。　③　開札日時　平成25年９月３日（火）午前11時00分」に、133ページ４段目６　Summary中、「⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 4 March 2013」を、「⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 24 June 2013」に、134ページ1段目６　Summary中、「⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 14 May 2013」を、「⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 2 September 2013」にそれぞれ訂正します。

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始します。

平成 25 年５月 24 日

支出負担行為担当官

北海道開発局旭川開発建設部長　丹野　　弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発旭川第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　一般国道40号中川町琴平２号橋上部工事（電子入札案件）

⑶　工事場所　北海道中川郡中川町

⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝363.80m、橋梁延長：Ｌ＝351.40m（支間長42.0＋４@51.0＋58.0＋45.0m）、橋梁型式：鋼７径間連続３主鈑桁橋、工場製作工：総重量Ｗ＝約906ｔ、工場塗装：Ａ＝約917㎡、輸送工：Ｎ＝１式、架設工：Ｗ＝約1,020ｔ、合成床版：Ａ＝約4,430㎡、附属物工：Ｎ＝１式（支承工、伸縮装置工、落橋防止装置、排水工、検査路工）

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年11月20日まで。

⑹　使用する主要な資機材　耐候性鋼材（桁材）：Ｗ＝約800ｔ、高力ボルト：Ｗ＝約24.3ｔ、スタッド：Ｗ＝約21.1ｔ、合成床版：Ａ＝約4,430㎡、床版コンクリート：Ｖ＝約1,100㎥、ゴム支承：Ｎ＝24個、落橋防止装置：Ｎ＝８組

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。